

県北広域振興局長告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年2月7日

県北広域振興局長 松岡 博

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久慈岩泉線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
久慈市山根町椴木国有林90林班に小班地先内	新	m 90.4~54.0	m 50.0
	旧	59.3~46.3	50.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部
- (2) 期間 平成24年2月7日から同年3月7日まで